

主 文

被告人を懲役15年に処する。

未決勾留日数のうち210日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第1 平成23年11月27日午前零時8分頃から同日未明頃までの間に、愛知県豊橋市a町bc番地所在のde号A方において、かねてゲームサイトを通じて知り合い2度ほど面識のあった同人から無視されたなどと思って、その頭部を持っていたペットボトルでたたいた。すると、同人が「あいた。」と声を上げたので、被告人は、これ以上声を上げられたくないとの思いから、殺意をもって、前記A(当時53歳)の頸部をタオルで絞め付け、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息死させて殺害した。

第2 その頃、同所において、同人所有の現金約3000円及びテレビ一式(時価約8000円相当)を窃取した。

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は刑法199条に、判示第2の所為は同法235条にそれぞれ該当し、判示第1の罪について所定刑中有期懲役刑を、判示第2の罪について所定刑中懲役刑を選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により重い判示第1の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役15年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中210日をもその刑に算入することとし、訴訟費用については、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

被告人の量刑を考える上で重視すべきは殺人の事案である。被告人は、深夜、被害者方を何の連絡もなく訪れ、被害者の言動にいらついて、その頭部をたたきなが

ら、同人から声を上げられると、これ以上騒がれたくないとの思いから犯行に及んだという。被害者に特に落ち度はなく、その動機は、被害者の生命を奪うものとして飛躍があり、理不尽で身勝手といわざるを得ない。また、首を絞められている被害者が「なんで。」と言うと、被告人は、更に強く絞め続けており、その犯行は、強固な殺意に基づく執ようなものであるが、計画性はなく、突発的なものである。そうすると、本件は、知人をひも状の道具で絞殺した同種事案の中では、比較的重い部類に属するといえることができる。そこで、これら犯罪そのものに関する事情に加え、被告人が事実を認めて反省の態度を示しており、被害者の娘との間で示談を成立させたことや、被告人の妻が監督を誓っていることなども併せ考慮して、主文のとおり量刑した。

(求刑一懲役17年，弁護人の意見一懲役12年)

平成29年9月12日

名古屋地方裁判所刑事第3部

裁判長裁判官 吉 井 隆 平

裁判官 引 馬 満 理 子

裁判官 堀 田 康 介